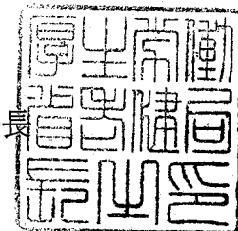


老発 0409 第1号
平成26年4月9日

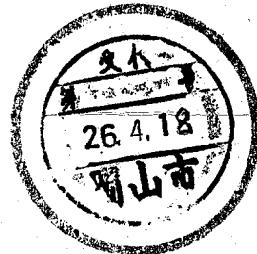
各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。



「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|----------------------------|-----------------------------|
| 老発第0331010号 平成18年3月31日 | 老発第0331010号 平成18年3月31日 |
| 老発第0426003号 平成19年4月26日 | 老発第0426003号 平成19年4月26日 |
| 老発第0515007号 平成20年5月15日 | 老発第0515007号 平成20年5月15日 |
| 老発第0326004号 平成21年3月26日 | 老発第0326004号 平成21年3月26日 |
| 老発0316第3号 平成24年3月26日 | 老発0316第3号 平成24年3月26日 |
| | 一部改正 老発0409第1号 平成26年4月9日 |
| 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 | 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 |
| 厚生労働省老健局長 | 厚生労働省老健局長 |
| 認知症介護実践者等養成事業の実施について（略） | 認知症介護実践者等養成事業の実施について（略） |
| (参考1) (略) | (参考1) (略) |

(参考2)

老発第0326003号
平成21年3月26日
老 健 局

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1～3 (略)

4 事業内容

(1) (略)

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

①～⑤ (略)

⑥ 実施上の留意事項

ア (略)

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

①～④ (略)

⑤ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備

(参考2)

老発第0326003号
平成21年3月26日
老 健 局

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1～3 (略)

4 事業内容

(1) (略)

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

①～⑤ (略)

⑥ 実施上の留意事項

ア (略)

イ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

①～④ (略)

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実

等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①～④ (略)

⑤ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

(5) (略)

(6) フォローアップ研修

①～⑤ (略)

⑥ 実施上の留意事項

ア 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

イ 都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(7) (略)

施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①～④ (略)

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(5) (略)

(6) 認知症介護指導者フォローアップ研修

①～⑤ (略)

(7) (略)

5 (略)

5 (略)

6 研修参加者の負担

(1) 受講料の負担

都道府県等は、知識や技術の習得を目的とする他の研修が参加者の負担により実施されていることに鑑み、4(2)から(4)並びに4(6)の事業について、研修参加者から受講料を徴収することとする。その際の受講料は、事業開始時に見込まれる「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」の少なくとも三分の一以上の額を「受講者数見込み」で除して得た額とする。（ただし、実際の受講料の設定の際に端数処理等を行った結果、研修参加者の負担が同費用の三分の一の額を下回ることは差し支えない）

また、都道府県等は、4(2)から(4)の事業について、事業開始前と事業終了後に、別紙様式により、受講料の設定額の根拠等を国へ報告することとし、実際に設定した受講料と本来受講者が負担すべき額との間に不合理な差額が生じないよう努めること。

なお、4(6)の事業に係る受講料の設定額の根拠等については、認知症介護研究・研修センターから国へ報告することとなるため、報告は要しないこと。

(2) その他の負担

研修参加者は、実費相当分を負担すべき費用については、受講料とは別に、当該費用を負担するものとする。

また、4(6)の事業については、受講料とは別に、派遣費用、宿泊費用についても負担することとなるが、都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい

6 経費の補助

4 (2) から (4) 並びに 4 (6) の事業に要する経費については、別に定めるところにより 補助する。

(別記) (略)

7 経費の補助

4 (2) から (4) 並びに 4 (6) の事業については、別に定めるところにより補助することとなるが、6による「研修参加者の負担」を適切に実施することが補助の前提条件であること。

(別記) (略)

(別紙様式 1) 別添参考

(別紙様式 2) 別添参考

(別添)

別紙様式1 ※新規様式追加

都道府県・指定都市名

研修名

(実施主体名)

事業開始前

- (1) 事業開始時に見込まれる「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」

(単位：円)

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

合　計

… ①

<参考>上記以外の費用

(単位：円)

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

合　計

- (2) 事業開始時に見込まれる受講者数

人 … ②

- (3) 受講料の算出式

$$\underline{\text{（①} \times \text{一定割合)}} \checkmark \quad \text{②} = \text{円}$$

※下線の部分が①の1／3以上の額となっていること

- (4) 設定した受講料

○○○○○円

(注) 原則として、研修事業毎に提出すること。ただし、研修事業を委託した実施主体が複数あり、受講料が異なる場合には、同一の研修事業であっても別葉で提出すること。また、一つの実施主体に複数の研修事業を一括で委託し、同一の受講料が設定される場合には、複数の研修事業であっても合計したもので提出しても差し支えないこと

別紙様式2 ※新規様式追加

都道府県・指定都市名

研修名 (実施主体名)

事業終了後

(1) 「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」

(単位：円)

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

合計 ①

<参考>上記以外の費用

(単位：円)

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

合計

(2) 受講者数

人 ②

(3) 受講者が本来負担すべき額

(① × 一定割合) / ② = 円

※下線の部分が①の1/3以上の額となっていること

(注) 原則として、研修事業毎に提出すること。ただし、研修事業を委託した実施主体が複数あり、受講料が異なる場合には、同一の研修事業であっても別葉で提出すること。また、一つの実施主体に複数の研修事業を一括で委託し、同一の受講料が設定される場合には、複数の研修事業であっても合計したもので提出しても差し支えないこと

【改正全文】

| | |
|-------------|-------------|
| 老発第0331010号 | 平成18年3月31日 |
| 一部改正 | 老発第0426003号 |
| | 平成19年4月26日 |
| 一部改正 | 老発第0515007号 |
| | 平成20年5月15日 |
| 一部改正 | 老発第0326004号 |
| | 平成21年3月26日 |
| 一部改正 | 老発0316第3号 |
| | 平成24年3月26日 |
| 一部改正 | 老発0409第1号 |
| | 平成26年4月9日 |

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症介護実践者等養成事業の実施について

認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、「認知症介護実践者等養成事業」と名称を変更するとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、認知症介護に関する研修の役割等について、参考1「認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について」（平成21年3月26日老発第0326002号）により定めたところである。

これを踏まえ、参考2のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配意を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。

なお、認知症介護実践研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であること、並びに認知症介護指導者養成研修については、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係団体、関係機関等へ周知を図られたい。

認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について

認知症高齢者は、今後増加が見込まれており、介護保険サービス等の従事者については、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもって当たることが重要であることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する認知症高齢者等の介護に関する実践的な研修や、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対する適切なサービスの提供に関する知識等の修得のための研修を実施することが必要である。

このため、以下のとおり研修の種別及び実施主体を定めることとする。

1 研修の種別

前記を踏まえ、以下の研修を実施するものである。

(1) 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する研修

- ア 介護保険施設・事業所等に従事する者に対し、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修
- イ 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修
- ウ 認知症介護に関する指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する専門的な知識及び技術を修得させるための研修

(2) 認知症介護を提供する事業所を管理する者等に対する研修

- ア 認知症対応型サービス事業を開設する者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び運営に必要な知識を修得させるための研修
- イ 認知症対応型サービス事業の管理者に対し、当該事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させるための研修

2 研修の実施主体

原則として都道府県又は指定都市であること。なお、(1)アの研修については、認知症介護に関する実践的な知識及び技術の普及の拡大を図る観点から都道府県又は市町村のほか、都道府県又は市町村が認めた団体等の実施を可能とするとともに、同ウの研修については、認知症介護に関する指導的立場にある者の専門性を確保する観点から、認知症介護研究・研修センターが実施すること。

(参考2)

老発第0326003号

平成21年3月26日

老 健 局

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第24項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業所又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業所等（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等はその介護保険施設・事業所等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

前記に関わらず、4(1)の認知症介護実践研修及び4(5)の認知症介護指導者養成研修については、それぞれ4(1)、4(5)の規定によるものとする。

また、4(6)のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業所等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(1) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知認知症介護実践リーダー研修」とする。

② 実施主体

都道府県、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人が実施するものとする。

なお、都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定にあたっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

③ 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、認知症介護実践者研修を修了後一定の期間を経過している者とする。

④ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

⑤ 実習施設

介護保険施設・事業所等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

⑥ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修（認知症介護研究・研修センターにおいて実施されたものをいう。以下同じ。）修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

- ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
- イ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、

研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は複合型サービス計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 実施主体

本事業は、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下この項において「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、国は、センターが実施する認知症介護指導者養成研修の実施方法、内容等

について指導監督するものとする。

② 事業内容

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させるものとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業所等の長は、次のア～オのすべてを満たした者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業所等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について下記ウについて確認の上、進達するものとする。なお、地域密着型サービス事業所の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(6) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア)認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ)認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(7) その他

(1)から(4)の実施については、「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について」（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発

0316第6号)において、その受講が義務付けられているものであるので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

6 研修参加者の負担

(1) 受講料の負担

都道府県等は、知識や技術の習得を目的とする他の研修が参加者の負担により実施されていることに鑑み、4(2)から(4)並びに4(6)の事業について、研修参加者から受講料を徴収することとする。その際の受講料は、事業開始時に見込まれる「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」の少なくとも三分の一以上の額を「受講者数見込み」で除して得た額とする。（ただし、実際の受講料の設定の際に端数処理等を行った結果、研修参加者の負担が同費用の三分の一の額を下回ることは差し支えない。）

また、都道府県等は、4(2)から(4)の事業について、事業開始前と事業終了後に、別紙様式により、受講料の設定額の根拠等を国へ報告することとし、実際に設定した受講料と本来受講者が負担すべき受講料との間に不合理な差額が生じないよう努めること。

なお、4(6)の事業に係る受講料の設定額の根拠等については、認知症介護研究・研修センターから国へ報告することとなるため、報告は要しないこと。

(2) その他の負担

研修参加者は、実費相当分を負担すべき費用については、受講料とは別に、当該費用を負担するものとする。

また、4(6)の事業については、受講料とは別に、派遣費用、宿泊費用についても負担することとなるが、都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

7 経費の補助

4(2)から(4)並びに4(6)の事業については、別に定めるところにより補助することとなるが、6による「研修参加者の負担」を適切に実施することが補助の前提

条件であること。

(別記)

認知症介護研究・研修センター設置場所等

| 区分 | 設置場所 | 事業主体 |
|----|--------|--------------|
| 東京 | 東京都杉並区 | 社会福祉法人 溜風会 |
| 大府 | 愛知県大府市 | 社会福祉法人 仁至会 |
| 仙台 | 宮城県仙台市 | 社会福祉法人 東北福祉会 |

別紙様式 1

都道府県・指定都市名

研修名

(実施主体名)

事業開始前

- (1) 事業開始時に見込まれる「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」(単位：円)

(单位: 万元)

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

合計

• • • • 1

＜参考＞上記以外の費用

(单位: 川)

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

| 費目 | 金額 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

合

(2) 事業開始時に見込まれる受講者数

人 ···· ②

(3) 受講料の算出式

(① × 一定割合) / ② = 円

※下線の部分が①の1/3以上の額となっていること

(4) 設定した受講料

○○○○○○円

(注) 原則として、研修事業毎に提出すること。ただし、研修事業を委託した実施主体が複数あり、受講料が異なる場合には、同一の研修事業であっても別葉で提出すること。また、一つの実施主体に複数の研修事業を一括で委託し、同一の受講料が設定される場合には、複数の研修事業であっても合計したもので提出しても差し支えないこと

別紙様式2

都道府県・指定都市名

研修名

(実施主体名)

事業終了後

- (1) 「研修の実施に必要となる直接的費用（講師の招へいや研修会場を確保するための経費等（研修参加者が実費相当分を負担するものを除く）」

(単位：円)

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

| 合　計 | |
|-----|----|
| | …① |

<参考>上記以外の費用

(単位：円)

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

| 費　目 | 金　額 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

| 合　計 | |
|-----|----|
| | …② |

- (2) 受講者数

人 …②

- (3) 受講者が本来負担すべき額

(① × 一定割合) / ② = 円

※下線の部分が①の1／3以上の額となっていること

(注) 原則として、研修事業毎に提出すること。ただし、研修事業を委託した実施主体が複数あり、受講料が異なる場合には、同一の研修事業であっても別葉で提出すること。また、一つの実施主体に複数の研修事業を一括で委託し、同一の受講料が設定される場合には、複数の研修事業であっても合計したもので提出しても差し支えないこと